



事業復活支援金について

コロナウイルスの影響を受けた中小法人や個人事業者の事業の継続・復活を支援するための支援金の給付申請が開始されました。

■概要

事業復活支援金は新型コロナウイルスの影響を受けた中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主に対し支給され、地域・業種を問わず対象となります。

■対象者

対象者は、新型コロナの影響で、2021年11月～2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が、2018年11月～2021年3月までの間(基準期間)の任意の同月(基準月)の売上高と比較して**50%以上または30%～50%未満**の事業者(中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主)です。

■上限額

事業規模によって法人は**最大250万円**。個人事業者にも**最大50万円**が支給されます。*下表参照

■注意点

事業復活支援金の申請を行うには、まず登録確認機関による「事前確認」が必要となります。ただし、一時支援金または月次支援金を受給している場合には「事前確認」は省略できます。

■計算

給付額の計算式は下記の通りです。

$$\text{給付額} = \text{基準期間の売上高} - \text{対象月の売上高} \times 5$$

■給付上限額表

		給付上限額		
売上減少率	個人事業者	法人		
		年間売上高 1億円以下	年間売上高 1億円超 ～5億円	年間売上高 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上 50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

*年間売上高は、基準月を含む事業年度の年間売上高

■申請期間 1/31 から5/31 (予定) まで

毎月の月次を行っているお客様には、支給要件に該当すると思われる時にお声がけします。半年又は1年まとめて処理をされている事業者様は、月の売上推移がこちらで把握できておりません。お客様の判断で該当しそうな場合は当事務所までご連絡をください。 (担当 芝事務所：樋口 太)